

月例研究会（2010年6月23日）

「近代母性」の検討 —再定義の試み

松尾 純子

「母性」は、「女性が子どもを愛情深く産み育てること」と一般に理解される。近代化を主体化（個人化）と理解すれば、大半の女性にとっての近代化とは、（未来の）国民を育成し支える主体となる過程であった。その主体のモデルが良妻賢母であり、その根拠として「母性」が、女性の本来の性質として、近代になって見出された。

男女が婚姻において「両性」として主体となる近代では、原理的には、子どもを産むか否かは個人の自由な選択に任される。その選択の結果が「子どもが少なく産まれている現状」であるとの指摘がある（本田和子『それでも子どもは減っていく』ちくま新書、2009年）。

本来のものと誤解される「母性」は、「近代母性」として、近代の構造的な連関のなかで考察される必要がある。その観点から、先駆的な共同研究『母性を問う』（上下、脇田晴子編、人文書院、1985年）を分析した結果、以下の仮説を見出した。

近代の初めには、「母性」は女性全体を包むものでは必ずしもなかった。「近代母性」の成立を考察するうえで、女性の主体化を目指した先駆的な雑誌『青鞥』を中心に行われた墮胎論争は、画期的な意義を持っている。

妊娠（受胎）とは非合理で不条理な事態である。近代では受胎を拒否（避妊・中絶）する主体と受胎を支配する（調節・選別）する主体とが必然的に現れる。しかし妊娠は、主体を目指

す女性にとって「自然の摂理」と感じられ、服従せざるを得なくなるものでもあった。本来的な「母性」観の裏には、妊娠の「自然」視があった。

妊娠を以上のように理解し、「母性」を、以下のように、妊娠に際して「〈母〉が〈胎児〉を受容すること」と再定義することによって、「〈母〉性」は近代の対抗原理となり、さらには新しい「人権」の概念を拓く可能性を持つ。

〈胎児〉とは主体と非主体との〈あいだ〉の存在、つまり〈母〉の他者ではなく、異者である。〈胎児〉は未来の国民・両性として主体化されない。〈胎児〉は〈母〉との関係性において存在する。

妊婦である〈母〉にとって、〈胎児〉は自己と非自己との〈あいだ〉の存在である。〈母〉とは一人にして二人、二人にして一人の〈あいだ〉の存在である。〈母〉は〈胎児〉の存在を受容するために自分の権利を（生存権さえも）自ら侵害する。

近代的人権の根源は、「場所をあける」と叫ぶ力である。「〈母〉性」はこれに対し異者に「場所をあける」力である（今村仁司『近代性の構造』講談社、1994年、参照）。

「自然の摂理」を否定すれば、生存権原理から「〈母〉性」を理解することはできない。この問題を妊娠のみならずより一般化すれば、「場所をあける」と叫ぶ主体が、同時に、異者に「場所をあける」主体でもあるということを問題にする道を模索しなければならない。

「母性」を妊娠に極小化して考えることによって、問題を両性へと広げることが可能になった。今後は、このように見出された仮説を念頭に置き、（両性の）主体化要求と「〈母〉性」の「保護」要求との歴史的な関係を検討していくことを研究課題としたい。

当日の報告は、見出された仮説と関係する種々の論点を羅列したため、極めて理解し難いものとなった。参加者各位にお詫びしたい。

（まつお・じゅんこ 法政大学大原社会問題研究所
兼任研究員）